

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	鳥取市

鳥取市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鳥取市農林水産部農政企画課
所在地 鳥取市幸町 7 1 番地
電話番号 0857-30-8303
FAX 番号 0857-20-3497
メールアドレス nousui@city.tottori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナグマ、イタチ、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、アオサギ、ダイサギ（以下「サギ類」と言う）、ヒヨドリ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、カルガモ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	鳥取市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成31（令和元）年度実績）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、梨、じゃがいも、野菜類（玉ねぎ、タケノコ、ジャガイモ、サツマイモ）、雑穀、畦畔の掘り起こし	1,321	14,946
ツキノワグマ	梨、柿、りんご	20	1,132
カラス類	梨	3	150
ニホンジカ	水稲、梨、野菜類、畦畔	43	625
ヌートリア	水稲	2	22
アナグマ	野菜類	1	35
ニホンザル	野菜類（かぼちゃ、トマト、なす、ジャガイモ、スイートコーン）、柿、びわ、メロン	26	1,290
その他不明	梨	2	116
カワウ	アユ、コイ等	—	—
サギ類	水稲	—	—
アライグマ	野菜類	—	—
ヒヨドリ	桃	—	—
カルガモ	野菜類、水稲	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

平成30、31（令和元）年度捕獲頭数が増加していることから、個体数は増加しているものと推測される。被害額は増加の傾向にあり、被害作物の主体は水稲であり、市内全域で被害が発生している。山間部は侵入防止柵等の整備が進んでいるが、耕作地の多い里部に出没する傾向にあるため、被害は収まっていない。また、果樹の被害も増大している。市街地での出没も増加し、生活被害も発生している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	19,542	23,658	13,679	28,926	14,946
被害面積(a)	1,166	1,765	1,038	2,413	1,321

○ヌートリア

平成21年度をピークに生息数の減少又は捕獲活動の低下が原因は不明であるが、捕獲頭数が激減している。福部地域で水稻被害を主に、大根などの野菜にも被害が発生している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	39	103	39	99	22
被害面積(a)	4	9	4	9	2

○カラス類

福部地域の果樹(梨)の被害が主で、生産者の被害対策と狩猟者の一斉捕獲により被害は減少してきているが、カラスの捕獲数が平成31(令和元)年度に増加している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	493	754	458	493	150
被害面積(a)	9	13	8	9	3
被害量(kg)	—	—	—	—	—

○ツキノワグマ

平成28年度に大量出沒し平成29年度減少したが、平成30年度、平成31(令和元)年度、果樹(梨)の被害が多く発生した。放任果樹がツキノワグマの出沒を誘発している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	870	2,132	320	1,212	1,132
被害面積(a)	15	49	6	21	20
被害量(kg)	—	—	—	—	—

○ニホンジカ

市南部地域で平成20年度は森林被害が多かった。平成21年度から野菜類や水稻の被害が出るようになり、平成25年度から水稻への被害が顕著である。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	839	434	1,249	644	625
被害面積(a)	43	27	75	35	43

○ニホンザル

近年、南部(河原、用瀬)地域で集落近辺に出沒し、集落近隣の野菜、果樹(カキ)の被害が増加している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	412	437	74	23	1,290
被害面積(a)	15	17	4	1	26

○アライグマ

平成21年度には、ぶどう園での果樹被害が発生した。依然として目撃情報（家屋への侵入）及び被害報告少ないが、鳥取市特定外来生物防除実施計画により対策を継続し実施する必要がある。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	—	—	235	464	—
被害面積(a)	—	—	4	8	—

○アナグマ

住宅地、市街地での出没や捕獲が増えている。平成27年度には野菜類（きゅうり・はくさい・タマネギ）の被害が国府・鹿野地域で増大している。

年 度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
被害額(千円)	3,059	184	91	34	35
被害面積(a)	96	4	2	1	1

○サギ類

水稻の田植え直後に、エサを求め水田を歩いて苗の踏みつけ被害が発生している。そのほか神社、住宅地付近に営巣し、糞や鳴き声による生活被害が5カ所程度ある。

○カワウ

河川ではアユ、湖山池ではコイなどに食害が発生している。

○ヒヨドリ、カルガモ

ヒヨドリは主に果樹への被害、カルガモは主に水稻への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標（主要作物）

軽減目標の設定の考え方		
軽減目標の指標は計画対策鳥獣の全種とし、現状値に対して概ね3割の軽減を目標とする。		
指標	現状値（平成31(令和1)年度実績）	目標値（令和4年度）
全対象鳥獣	1,417a 18,315千円	991.9a 12,820千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○捕獲体制の整備 地域の猟友会に捕獲業務を委託し、住民からの捕獲要請に対応する体制を整備している。 また、市街地等へ出没した鳥獣の緊急的な捕獲については、鳥獣被害	○捕獲体制の整備 狩猟者不在の地域や、市街地での被害対応が増加し、猟友会・実施隊への負担が増加している。

対策実施隊が対応するよう体制を整備している。

○捕獲機材の導入

鳥獣被害防止総合対策交付金(以下、「交付金」と言う。)を活用し、市協議会において捕獲用具を導入し、各地域に配備した。

【前計画期間の導入実績(基)】

	箱わな	罠いわな
H29	112	3
H30	104	0
H31 (R1)	61	3
合計	277	6

○狩猟者の養成

狩猟者を確保するため、狩猟免許の取得経費に対する補助を行った。

【前計画期間の養成人数】

	人数(人)
H29	8
H30	3
H31 (R1)	6
合計	17

○射撃場の整備

交付金を活用し、射撃場整備を行い、技術向上、狩猟者育成を始めている。

	開場日数(日)	利用者数(延人)
H29	108	577
H30	113	539
H31 (R元)	117	667
合計	338	1,783

○シカの捕獲強化

交付金を活用し、シカの捕獲活動を支援し、捕獲を推進した。

【前計画期間の捕獲実績】

○捕獲機材の導入

狩猟者の高齢化に伴い、過年度設置の捕獲用具の利活用が出来ていない箇所がある。

○狩猟者の養成

狩猟者不在の集落でも、地域で狩猟免許取得が進み、捕獲活動を始めているが、一部の高齢化の集落や、市街地においては、狩猟者育成が進んでいない。

○射撃場の整備

狩猟者の積極的な利用が見られない。また、教習射撃場の指定を受けるまでは、教習射撃・技能講習が行えない。

○シカの捕獲強化

狩猟者の減少に伴い、捕獲実績がやや低迷している。また、ツキノワグマの大量出没により、くくり罠に

		捕獲数（頭）		よる捕獲を自粛した地域があった。															
	H29	623																	
	H30	1,007																	
	H31（R1）	1,773																	
	合計	3,403																	
	<p>○外来生物の防除 防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者を養成した。</p> <p>【前計画期間の養成人数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>人数（人）</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>H31（R1）</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>453</td> </tr> </table>			人数（人）	H29	206	H30	120	H31（R1）	127	合計	453		<p>○外来生物の防除 捕獲従事者の養成を行っても、実際の捕獲に結びついていない場合がある。また、営巣地が河川敷や空き家の場合など、捕獲が困難であるケースが散見される。</p>					
	人数（人）																		
H29	206																		
H30	120																		
H31（R1）	127																		
合計	453																		
防護柵の設置等に関する取組	<p>○侵入防止柵の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の整備を推進した。 <p>【前計画期間の整備実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地区数</th> <th>延長（m）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>108</td> <td>98,805</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>47</td> <td>32,698</td> </tr> <tr> <td>H31（R1）</td> <td>36</td> <td>19,158</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>191</td> <td>150,661</td> </tr> </tbody> </table>			地区数	延長（m）	H29	108	98,805	H30	47	32,698	H31（R1）	36	19,158	合計	191	150,661		<p>○侵入防止柵の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2戸以上の農家で組織する「被害対策協議会（集落）」が事業主体となり集団的に取り組んでおり、集落全体の農地を囲う取り組みが進んできているが、まだ出沒し始めた里部での集落一体的な整備が進んでいない。 ・被害が市街地（里部）へ波及しており、その対策に苦慮している。
		地区数	延長（m）																
	H29	108	98,805																
	H30	47	32,698																
	H31（R1）	36	19,158																
合計	191	150,661																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置講習会を開催し、設置技術の向上を図っている。 																		
	<p>○緩衝帯の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しの良い環境づくりを行うため、放置竹林の整備を推進している。 			<p>○緩衝帯の設置等</p> <p>緩衝帯の整備を促進しているが整備後の管理等の問題により、取り組む集落が少ない。</p>															

(5) 今後の取組方針

<p>【全体方針】</p> <p>対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、速やかに対策を講じる。</p> <p>○捕獲従事者の養成・確保</p> <p>本市に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、次の活動方針によ</p>
--

り鳥取市鳥獣被害対策実施隊を設置しており、主に狩猟者不在地域や市街地での捕獲活動並びに緊急事態への対応を行う。

- (1) 鳥獣の生息状況、被害発生時期及び場所等の情報収集に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備に関すること。
- (3) 実施隊員相互の連携及び情報の共有化に関すること。
- (4) その他市長が実施隊の職務として必要と認める事項

○銃猟者の確保（射撃場運営の方針）

農作物の被害軽減のため、防御と併せ捕獲活動の重要性から銃猟者確保のため射撃場の運営を鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）と関係団体により強力に推進していく。

今後、教習射撃場の指定を受け、新規銃砲所持者の育成を図る。また、関係団体と連携し、射撃大会や講習会の開催などを行い、技術向上を図る。

【獣種別方針】

○イノシシ

里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に取り組む。あわせて、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

イノシシ被害は予測不可能な場合があり、出没の推定が困難な圃場で被害が発生した場合は、鳥取市の緊急対応電気柵を貸与し、被害の軽減に努め、翌年度に向けた集落での集団的な柵整備の取組みを行う。

○カラス類

大型箱わなによる捕獲と年数回行う一斉捕獲及び追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行う。また、大型箱わなの整備を促進していく。

○ニホンジカ

捕獲による密度調整を行う。複合柵（シシ垣くん）などの侵入防止柵の整備を促進していく。

引き続き捕獲活動への支援を行い、捕獲の強化に取り組む。

○ヌートリア、アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。防除実施計画捕獲従事者台帳に登録する一般、農業者の従事者へ捕獲講習会などを実施し、捕獲数の増加を図る。

○ツキノワグマ

里部の果樹園への出没が増加しており、侵入防止柵の設置はもとより、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

ツキノワグマの被害が出始めた果樹園等には、緊急的に電気柵による被害防止対策を行うため、鳥取市が貸与する緊急対応用電気柵を整備する。緊急対応後は次年度に向けて集落で対策協議を行い、対応策を取りまとめる。

○ニホンザル

放任果樹等の撤去を推進する。また、集落内点検や研修会等を開催し、地域が一体となって取り組み、花火等による追払いを実施し、校区単位での連絡体制を整備し、ニホンザルの接近を広域的に防止する。

○サギ類・カワウ

営巣となる樹木の伐採や花火等による追払い及び県、町（八頭町、智頭町、若桜町）、関係機関と連携し、周辺環境に配慮しながら、捕獲を検討する。

○アナグマ・イタチ・ハクビシン

市街地、住宅地での出没やそれに伴う庭等での掘り起し被害に対応するため、小型箱わなの有効活用を図る。

また自宅、農業者自らの農地において被害があった場合は、有害捕獲の申請をしていただき、小型箱わなによる捕獲を勧めていく。

○ヒヨドリ・カルガモ

テグス等の設置や花火等による追払いを図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥取県猟友会鳥取地区（鳥取地区、国府町猟友会、福部猟友会）、鳥取県猟友会鳥取南地区（河原町有害鳥獣捕獲班、用瀬町猟友会、佐治猟友会）、鳥取県猟友会気高地区及び各狩猟者とイノシシ等被害防止対策業務委託契約を締結し、有害捕獲への従事、箱わなの運用等を委託。

【市内の猟友会構成員状況】（平成31年4月1日現在）

一般社団法人鳥取県猟友会鳥取地区 202人 鳥取南地区 86人 気高地区 71人 合計 359人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】（平成31年4月1日現在）

旧鳥取市地区	289人	佐治地区	73人
国府地区	49人	気高地区	48人
福部地区	53人	鹿野地区	41人
河原地区	94人	青谷地区	63人
用瀬地区	22人	合計	732人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度～ 4年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 箱わな・囲いわなの整備 ICTを活用した捕獲の取り組み 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 被害防止対策の講習会の開催 射撃場の活用による技術向上、人材確保
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 箱わなの整備 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保

カラス類 ツキノワグマ ニホンザル サギ類 カワウ アナグマ ヒヨドリ カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなの整備（カラス類、ニホンザル） ・ 追払い講習会の開催 ・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 射撃場の活用による技術向上、人材確保
---	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ 過去の実績、捕獲キャンペーン事業実施により増が見込まれることから、年間3,500頭を計画数とする。特に、里部での水稲被害が主であり、被害地域を限定した捕獲体制を整備する。令和元年度は、CSF対策により800頭の捕獲。					
年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
捕獲数(頭)	2,487	3,269	1,222	2,808	3,646
○ヌートリア 目撃情報及び捕獲数が減少しているが、依然として被害があり、年間800頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
捕獲数(頭)	325	434	348	349	571
○アライグマ 目撃情報及び捕獲数は少ないが、年間30頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
捕獲数(頭)	8	4	8	13	15
○カラス 過去の実績から年間700羽を計画数とする。そのうち、猟銃に一斉駆除100羽、箱わな600羽を捕獲目標とする。					
年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
捕獲数(羽)	648	393	384	395	460
○ニホンジカ 捕獲数がここ数年大幅に増加しており、捕獲の推進を図るため、R2年度は、年間2,500頭、R3年度、4年度3,000頭を計画数とする。					
年度	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
捕獲数(頭)	762	555	652	1,084	1,773
○ニホンザル					

被害状況に応じて、加害個体の捕獲を対象に年間5頭を目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
イノシシ	3,500頭	3,500頭	3,500頭
ヌートリア	800頭	800頭	800頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
カラス	700羽	700羽	700羽
ニホンジカ	2,500頭	3,000頭	3,000頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容

(鳥取市全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：箱わな、囲いわなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○ニホンジカ

- ・捕獲手段：わな（くくりわな、箱わな、囲いわなを基本とする。）
- ・実施予定時期：通年

○ヌートリア、アライグマ

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○アナグマ、イタチ、ハクビシン

- ・捕獲手段：箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○カラス

- ・捕獲手段：猟銃による一斉駆除、箱わなを基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな箱わなの設置を検討する。
- ・実施予定時期：一斉駆除は2回/年、箱わなは通年

○ニホンザル

- ・捕獲手段：箱わな、囲いわなを基本とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容

ライフル銃による捕獲は次のような場合に行う。

- (1) 獲対象がツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型獣であること。
- (2) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲が実施できない場合であること。
- (3) 人身被害の発生の可能性があるなどの緊急時において、ライフル銃以外では従事者の安全が確保できない状態であること。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
鳥取市	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナグマ、イタチ、ハクビシン、カラス類、サギ類、ヒヨドリ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、カルガモ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ 30,000m	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ 30,000m	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ 30,000m
ニホンジカ・ツキノワグマ	電気柵・複合柵 (シシ垣くん) 5,000m	電気柵・複合柵 (シシ垣くん) 5,000m	電気柵・複合柵 (シシ垣くん) 5,000m
ニホンザル	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度～4年度	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナグマ、カラス類、サギ類、ヒヨドリ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> 農作物残さの除去、放任果樹の撤去、緩衝帯の設置 上記に係る普及・啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥取市	<p>人身被害防止対策</p> <p>①遭遇回避対策（入山者への注意喚起・目撃情報のある地域での対応・連絡体制の整備・クマの生態の把握）</p> <p>②生活環境の整備（出没しにくくなる生活環境の整備・誘引物の除去、撤去）</p> <p>③クマに対する措置（追い払い・学習放獣・放獣個体の監視）</p> <p>農林業被害防止対策</p> <p>①農地等への侵入を防ぐ対策（侵入防止柵の設置）</p> <p>②周辺環境を改善する対策（誘引物の除去及び撤去・緩衝帯の設置）</p>

	<p>個体管理</p> <p>①狩猟による捕獲の禁止</p> <p>②錯誤捕獲の防止</p> <p>③有害な行動が確認された場合及び人身被害の危険性が高い場合殺処分</p>
鳥取県緑豊かな自然課	<p>①現場確認、情報収集、情報提供、市へ助言</p> <p>②市と連携しながら出没要因を調査し、対策について指導</p> <p>③追い払いの効果的な方法・効果について指導、助言</p> <p>④有害捕獲実施時は、有害個体が捕獲されるよう指導、助言を行い、殺処分された個体の確認、調査、試料採取を行う。なお、緊急時は、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う</p> <p>⑤放獣時は、個体識別のための身体計測や標識の装着を行う。なお、緊急時は、研究機関等専門家を現地派遣し、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う</p>

(2) 緊急時の連絡体制

<p>鳥取市役所農政企画課→鳥取市役所（危機管理課→鳥取市消防団） （学校教育課→小中学校） （こども家庭課→幼稚園、保育所）</p> <p>→鳥取県緑豊かな自然課</p> <p>→所轄警察署・地元猟友会・出没地域自治会長</p>

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣の処理は、埋設・焼却・食用を基本とし、埋設にあつては、山野に放置することなく、生態系に影響を与えないよう処理し、焼却にあつては、管内1カ所の焼却処理施設への持ち込みとする。</p> <p>また、近年イノシシ、シカの捕獲頭数が大幅に増加しているため、新たな有害鳥獣の減容化処理施設の整備を進める。</p>
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

<p>現在、鳥取市では鹿野町と河原町にイノシシとニホンジカの解体処理施設が2施設と個人解体処理施設2箇所が稼働しており、施設で処理した肉を県外へはレトルトカレーの食材とし、市内施設などでは、定食などの食材として活用している。</p> <p>今後は、狩猟期間外の野生獣肉の利用による効果で捕獲数が増加し、被害の軽減に繋がることが期待され、また、既存施設の処理可能数を上回ることも予想されるため、鳥取市東部地区の解体処理施設の整備を検討する。</p> <p>また、いなばのジビエ推進協議会と連携し、市内ジビエ解体処理施設の人材育成を図るため、講習会等への参加について支援する。</p>
--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鳥取市鳥獣害対策協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
鳥取市	○鳥取市の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	○鳥取市の ・被害防除に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合東部支所	○鳥取市の鳥獣による農業被害に関すること
鳥取県猟友会（鳥取地区）	○鳥取・国府・福部地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること ・食肉処理加工施設に関すること
鳥取県猟友会（鳥取南地区）	○河原・用瀬・佐治地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること ・食肉処理加工施設に関すること
鳥取県猟友会（気高地区）	○気高・鹿野・青谷地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること ・食肉処理加工施設に関すること
鳥取地域の代表	○鳥取地域の事業実施に関すること
鳥取東地域の代表	○国府・福部地域の事業実施に関すること
鳥取南地域の代表	○河原・用瀬・佐治地域の事業実施に関すること
鳥取西地域の代表	○気高・鹿野・青谷地域の事業実施に関すること

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所農業振興課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県緑豊かな自然課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課	○全体計画の支援に関すること

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊を設置する。

①活動内容

緊急捕獲、追払い、広域捕獲等

②鳥取市鳥獣被害対策実施隊員の資格要件

ア 散弾銃またはライフル銃を所有している者でかつ第1種銃猟免許とわな猟免許を所持している者。ただし、地域ごとの必要人数を確保する必要がある場合は、一つの種類の狩猟免許を所持している者。

イ イノシシ、シカ等の捕獲実績のある者。

ウ 前年度に狩猟登録を行っている者。

エ 土日祝日以外でも捕獲活動等に参加できる者。

③隊員数

非常勤職員 50名

うち狩猟免許所持者数 50名

市職員 20名

うち隊長 1名 副隊長 9名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○鳥取・因幡鳥獣被害防止対策連絡調整会議

鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）で構成する連絡調整会議を設置し、被害防止対策や被害防止対策実施に係る体制整備など広域的な被害防止対策の取組を図る。

○ツキノワグマ対策

出没する地域がある程度特定されるため、今後、銃猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者に要請し、捕獲体制の整備と出没状況に応じて鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づく対応を実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市街地でイノシシの出没情報が多くなり、荒地、庭、農地、墓地などへ被害が拡大しており、家屋への侵入防止柵設置等により被害防止を図る。

国府地域でサギ類による鳴き声、糞などによる生活環境被害を防ぐための追い払いによる被害防止を図る。